

敦賀市「中小企業者事業継続支援給付金」よくあるご質問(令和2年6月4日10:00時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
I	制度概要	1	中小企業事業継続支援給付金の目的は。	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少する中小企業及び個人事業主に対し、事業継続を支援するための給付金を支給するものです。	
		2	給付金の額はいくらか。	中小企業には40万円、個人事業主20万円が支給されます。	
		3	どのような者が対象となるか。	①中小企業基本法第2条第1項に規定するもの ②本市に本社機能を有するもの ③令和2年1月1日から令和2年6月30日までの間で任意の連続する3か月の売上平均額が前年同時期と比較して20%以上減少するもの ※ただし、事業開始時期が平成31年4月2日以降で③で指定する任意の連続する3か月の売上平均額を出すことができない場合は、事業開始日から令和元年12月31日までの売上平均額と比較することができる。 ※①について、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等、会社以外の法人についても幅広く対象となります。(ただし、当時雇用する人数が300人以下の法人に限る)  以上の全ての条件を満たす者が対象となります。 ただし、給与所得等がある方で、個人事業が副業とみなされる方は、対象外となる場合があります。 詳しくは、「申請書記入の手引き」をご参照ください。	R2.5.11
		4	3.会社以外の法人とは。	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る。)、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合(LLP)等が該当します。 ※ただし、宗教上の組織若しくは団体、政治団体は対象となりません。  対象となる団体になるかについては、敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)にお問い合わせください。	R2.5.11
		5	いつから給付してもらえるか。	5月11日から申請受付を開始し、早ければ5月中旬から支給開始することを目指しています。	
		6	受付期間はいつまでか。	令和2年7月31日(金)までを予定しております。	
		7	なぜ、中小企業者に限定するのか。	一般的に大企業は資本金も多くあり、資金繰りも潤沢な企業が多いため、中小企業者に絞り、手厚く支援させていただくためです。	
		8	なぜ、本社機能に限定するのか。	本市に主たる事業所を有する中小企業及び個人事業主に対し手厚く支援し、企業自体の事業継続を促し、本市経済の下支えを図るためです。	
		9	助成は複数回受けられるか。	1事業者につき1回です。	
II	支給要件	10	対象業種は。	対象外となる業種はありません。 ただし、事業実態を昨年の事業実績(確定申告書等)で確認するため、休眠法人などは対象外となります。	
		11	個人農家(漁師)なども含まれるのか。	主たる収入源が減少する中小企業及び個人事業主に対し支給することとしております。 兼業農家などで、農業収入(営業収入を含む)等が給与収入(公的年金を含む)等を上回る場合は、支給対象となります。 支給対象となるかは、昨年の確定申告書の写しにて確認することとしております。	
		12	副業で自営業等を行っている場合も個人事業主となるのか。	事業収入と給与収入の大きさにより判定いたします。 具体的には、提出いただく確定申告書の「営業等収入と農業収入」の合計額と「給与収入と公的年金等収入」の合計額を比較し、「営業等収入と農業収入」の合計額が高い方が個人事業主と定義します。 <例> ①営業収入500万円、農業収入100万円>給与収入200万円、公的年金等収入100万円 ⇒この制度では個人事業主として給付対象となります。 営業等収入100万円、農業収入50万円<給与収入200万円、公的年金等収入100万円 ⇒この制度では、個人事業主として給付対象とはなりません。	R2.6.4
		13	個人の資産で空き家などを貸しているが、空室が出た場合も対象となるか。	今回の給付金は、事業収入(営業等収入と農業収入)の減少幅を判定要件としているため、不動産収入は対象となりません。(その他、配当収入等も同様) ※ただし、申告で事業収入として申告している場合は対象となります。	
		14	休業要請を受けて営業を自粛しているが対象となるか。	申請日時点で廃業しておらず、今後も事業継続の予定であり、売上平均額が20%以上減少するものであれば対象となります。	
		15	開業届を出していないなくても対象となるか。	個人農家等で、開業届を提出していない個人事業主(フリーランスを含む)も対象としますが、昨年の確定申告を行っていない方など、事業として認めることができない方は対象外となります。	
		16	売上等の減少率が19.5%の場合で四捨五入して20%となる場合も対象となるか。	20%未満の方は対象となりません。	
		17	様式第2号「売上減少要件に関する確認書(A)」等(様式第3号を含む)に記入する数字が千円単位となっているが、千円以下の数字はどのように記載すればよいか。	様式第2号及び様式第3号については、簡易的に計算する様式となっているため、四捨五入で記入していただければ結構です。なお、審査の段階では、添付いただく書類を1円単位まで計算して売上減少を確認しております。	R2.6.4
18	フランチャイズ経営をおこなっているオーナーは対象となるか。	敦賀市に本社機能がある方であれば対象となります。			

敦賀市「中小企業者事業継続支援給付金」よくあるご質問(令和2年6月4日10:00時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
II	支給要件	19	本社は市外にあるが、支店(営業所)が敦賀市にある場合、給付金を受けることができるか。	敦賀市に本社機能を置いている方が対象となりますので、給付の対象となりません。	
		20	市内に複数の店舗(支店等)を持っているが、それぞれが支給対象となるか。	1つの中小企業及び個人事業主が複数の店舗等を所有している場合は、全ての売上高等を合計した1カ所のみが支給対象となります。	
		21	個人事業主で事業所(店)は市内にあるが、住民登録が市外である場合、支給対象となるか。	個人の住民登録が市外であっても、市内に事業所(店)がある場合には対象となります。	
		22	副業(開業届提出済)の売上が減少している場合、支給の対象になりますか。	主たる収入源が減少する中小企業及び個人事業主に対し支給することとしております。副業などで、営業収入(農業収入を含む)等が給与収入(公的年金を含む)等を上回る場合は、支給対象となります。支給対象となるかは、昨年の確定申告書の写しにて確認することとしております。	
		23	昨年の売上と比較する際に、月の途中(1/16～4/15等)で算定してもよいか。	差し支えありません。	
		24	4月から急激に売上が減少した場合はいつ申請すればよいか。	任意の連続した3カ月の平均額と比較するため、4月に急激に売上が減少した場合は、2～4月の売上実績で申請することが可能な場合もあります。前年同時期と比較して、20%以上の減少となる任意の期間の要件を満たした上で、申請してください。	
		25	休業要請等が入り、今後の売上が減少する見込みであるが、事前に申請することが可能か。	あくまでも実績との比較になるため、前年同時期と比較して、20%以上の減少となる任意の期間の要件を満たした上で、申請してください。	
		26	国の持続化給付金や県の休業等要請協力金と併せて申請することはできるか。	国(の持続化給付金)や県(の休業等要請協力金)とは別に、敦賀市独自で実施するものなので、対象要件を満たしていれば給付の対象となります。	
		27	フリーランスでも対象になるか。	対象要件を満たしていれば、支給対象となります。	
		28	創業して間もない(2020年1月～2020年4月の間に創業)が、支給対象となるか。	2020年(令和2年)1月1日以降に事業を開始したものは対象となりません。	
		29	創業後まだ1年(平成31年4月2日以降に事業開始)経っていないが、支給対象となるか。	事業開始日から令和元年12月までの年間平均売上額と比較して20%以上減少するものであれば対象となります。昨年との比較の仕方は、下記の計算方法を参考に算出してください。 <例> ①令和元年8月1日に創業開始した場合 8月1日から12月31日までの売上金額(5ヵ月分)を5で除し、1ヵ月あたりの金額を算出し、令和2年1月1日から6月30日までの任意の連続した3カ月の平均額と比較してください。 ②令和元年12月15日に創業開始した場合 12月15日から12月31日までの売上金額(17日分)を17で除し、30を乗じて1ヵ月あたりの金額を算出し、令和2年1月1日から6月30日までの任意の連続した3カ月の平均額と比較してください。 ③令和元年11月21日に創業開始した場合 11月21日から11月30日までの売上金額(10日分)を10で除し、30を乗じて1ヵ月あたりの金額を算出し、11月分と12月分の売上の和を2で除した平均額と令和2年1月1日から6月30日までの任意の連続した3カ月の平均額と比較してください。 ※計算式簡素化のため、どの月から操業開始しても1ヵ月30日として換算してください。	
		30	登記は市外だが、敦賀市に事業実態がある場合は、支給の対象となるのか。(登記している市町には事業実態はない)	法人の場合、登記情報等で敦賀市に本店登録している法人に限り。個人事業主の場合は、確定申告書の事業所の住所が敦賀市の者に限り。	
		31	休眠企業などと認められる場合とはいつから休業している場合か。	令和元年12月31日以前より、事業を行っていない場合に該当することがあります。	
		32	複数業種行っている場合、1つの業種で売上高等減少の要件を満たしている場合は認定可能か。	事業者の行っている事業全体の売上高等が要件を満たしている必要があります。	
		33	親子間(第三者を含む)で事業承継した場合も対象となるか。	親子間(第三者を含む)で事業承継した場合は、対象となります。 事業承継していることが証明できる書類(個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料)の提出をお願いします。	R2.5.11
		34	雇われ店長から独立して個人事業主になった場合、業歴を通年でみて申請してもよいか。(居酒屋の雇われ店長だったが、令和2年4月に独立して店を引き継いだ。前年度の店の売上も比較できる。)	事業開始日で判断するため、令和2年1月1日以降に新たに事業開始した場合は対象となりません。(いわゆるのれん分けの場合)ただし、全ての事業を引き継いだ上で創業している場合(いわゆる事業承継)は、対象となります。事業承継していることが証明できる書類(個人事業の開業・廃業等届出書、承継前の売上資料)の提出をお願いします。	R2.5.11
35	会社を設立した日以降に事業の営業許可(その他公的許可を含む)がおりた日が違う場合は、営業許可日を設立日としてよいか。	会社設立後に営業許可(その他公的許可を含む)がおり、実質的に事業開始が設立日とことなる場合は、営業許可日を設立日として構いません。その際は、申請書の設立日の欄に、許可が下りた日を追記し、許可証を添付してください。			
36	新聞報道で敦賀商工会議所に委託となっていたが、(前までは会議所の会員となっていたが)現在、会議所の会員ではないが対象となるのか。	敦賀商工会議所の会員であるかは要件ではなく、対象要件に当てはまれば支給対象となります。			

敦賀市「中小企業者事業継続支援給付金」よくあるご質問(令和2年6月4日10:00時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
		37	申請窓口は、どこになるのか。	市内金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)が窓口となります。	
		38	提出物は。	①中小企業者事業継続支援給付金申請書(様式第1号) ②売上減少要件に関する確認書(様式第2号又は様式第3号) ③2019年の確定申告書類の控え(法人は前事業年度) ④②の収入の状況が分かる書類(試算表、帳簿等) ⑤実在が確認できる書類(下記のア～オのいずれか) ア 令和元年度の税務署の受領印のある所得税の確定申告書の第一面 イ 税務署の受領印のある法人税の申告書の別表一 ウ 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの エ 同一の仕入先への支払領収書など、直近3ヵ月連続で取引がわかる帳票類 オ 敦賀市の受領印がある市民税・住民税申告書第一面 ⑥本人(代表者)確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票のいずれか)  ※医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等については、確定申告書類に代えて、事業活動計算書等の事業内容が分かるもので代用することが可能です。	R2.5.11
		39	試算表、帳簿等はどのようなものを準備すればよいか。	様式第2号又は様式第3号に記入いただく数字を確認できる任意の書類になります。日々の売上を記入したノート等でも構いません。	
		40	いつまで受付を行うのか。	現在、6月末までの実績で、7月末までに申請いただくこととしています。	
		41	代表者が申請窓口に行けないため、代理での申請は可能か。	可能です。申請様式に代理申請する場合の記入欄がありますので、ご記入ください。	
		42	直接市役所に提出できないのか。	本事業は敦賀商工会議所に委託して実施しているため、敦賀市商工会議所が指定する金融機関(市内の福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合各店舗)への提出してください。 なお、制度自体の疑問点などは市役所にお問い合わせいただいても構いません。 <担当課> 産業経済部 商工貿易振興課 0770-22-8122(原則、平日の8:30～17:15まで)	
		43	中小企業の代表取締役と小規模事業者(個人事業主)の2つの肩書があるが、それぞれの申請が可能か。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。	
Ⅲ	申請方法	44	申請書を市役所や商工会議所に持ち込むことはできるか。	市役所や商工会議所では受付できません。金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)にて申請してください。	
		45	一度提出した申請書類は、返却してもらえるか。	一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば事前に申請書等の写しを保管してください。	
		46	申請書類は、市役所や商工会議所でもらえるか。	敦賀市役所商工貿易振興課(3階)、敦賀商工会議所、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)で配布しています。	
		47	インターネット上でダウンロードできないのか。	申請書類は、敦賀商工会議所HP、敦賀市HPに掲載しておりますのでご利用ください。 紙媒体が必要な場合は、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)及び敦賀市商工貿易振興課にて配布しております。	
		48	確定申告書類は、税務署に提出して手元がないが、どうしたらいいか。	確定申告書の写しの再交付について、税務署や契約している税理士にご相談ください。	
		49	事業所を引き継いで2事業所になった。前年の売上は、前の事業主から引き継いだ分も含まれるか。	前年度の売上には、引き継いだ事業所分も含まれます。	
		50	申請した順番に給付金が振り込まれるのか。	随時審査、給付していきますが、必要書類等の確認で前後する場合があります。	
		51	申請してから給付金の振込までの期間はどのくらいか。	1～2週間で給付できるように努めてまいります。	
		52	窓口で申請を手伝ってほしい。	新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から申請書は自身で記入をお願いします。ご不明な点は敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)までお問合せください。	
		53	記入を間違ってしまった場合はどうすればいいか?	訂正したい部分に二重線を引き、申請書と同様の印鑑で訂正印をお願いします。複写枚数全てに訂正印をお願いします。	
		54	押印にシャチハタを使用してもいいか?	シャチハタ印等のゴム印は使用できません。 ただし、氏名や屋号などについては、ゴム印で構いません。その場合、申請書全てに押印するようにしてください。	
		55	振込先の金融機関に指定はあるか?	原則、本事業の協力金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)の口座を指定してください。 協力金融機関の口座をお持ちでない方は、敦賀商工会議所(電話:0770-22-2611)にお問い合わせください。	

敦賀市「中小企業者事業継続支援給付金」よくあるご質問(令和2年6月4日10:00時点)

NO	分類	NO	ご質問	回答	更新日
IV	その他	56	振込手数料はかかるか？	申請者に振込手数料のご負担をお願いすることはありません。	
		57	個人情報の取り扱いはどのように行うか。	提出された申告情報等は、給付事業のために敦賀市、敦賀商工会議所、指定金融機関(福井銀行、北陸銀行、福邦銀行、敦賀信用金庫、福井県農業協同組合)にて共有されます。その他の目的では使用いたしません。	
		58	受付順が遅いと予算がなくなって給付金が受けられないことはないか？	申請期間内に申請いただければ、給付金の対象となります。ただし、訂正等で申請期限を過ぎた場合は、給付を受けることができない場合があります。	
		59		<p>国の制度の「持続化給付金」、県の制度の「中小企業休業等要請協力金」があります。本市の制度とは異なる制度ですので、下記URL等からの情報をご確認ください。</p> <p><b>【持続化給付金】</b></p> <p>&lt;給付額&gt; 法人200万円、個人事業主100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。</p> <p>&lt;対象者&gt; ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、 ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、 イ 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下 である事業者 ※詳細は、申請要領等をご確認ください。</p> <p>&lt;URL&gt; <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html</a></p>	
60	この給付金以外の給付金はないのか。	<p><b>【中小企業休業等要請協力金】</b></p> <p>&lt;給付額&gt; ①休業要請等の対象施設 中小企業50万円、個人事業主20万円 ②営業時間の短縮の協力を要請する食事提供施設 中小企業25万円、個人事業主10万円</p> <p>&lt;申請要件&gt; 下記の全ての要件を満たす方 ①県内で対象施設を運営する事業者(中小の事業者または個人事業主)であること。 ※県外に本社がある事業所も協力金の対象となる。 ②県の休業等の要請期間中、県の休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。 ※「全面的にご協力」とは、県が休業等を要請する全ての期間において、「施設の使用停止」または「営業時間の短縮」にご協力いただくことを指す。 ③県内の対象施設全てで休業等を行っていること。 ④飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設については、要請に応じて朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間の短縮(酒類の提供は夜7時まで)を行っているか、もしくは終日休業していること。 ⑤申請書には県の休業等の要請期間中の休業等の状況を記載していただくこと。 ⑥県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。 ⑦業種にかかわらず営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付すること。 ⑧申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があること。</p> <p>&lt;URL&gt; 対象施設等、詳細については、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/kyoryokukin.html</a></p>			